広報きづがわ作成業務仕様書

1 業務名

広報きづがわ作成業務

2 履行期間

契約締結日~令和6年3月31日

- 3 規格等
 - (1)紙 面

A4判2色刷り(年間を通じて同色)を基本とする。ただし、1月号は表紙と裏表紙のみカラー刷り、紙質は上質紙若しくは同等の紙質・菊判38kg、ホッチキスによる中綴及び紙面右側2穴穿孔を施すこととする。

(2) 発行日

毎月1日(対象号…令和5年7月号~令和6年4月号)。

発行回数は10回。

- ※納品期限は原則、発行日の前月の最終平日の前の平日(配布開始日) の7日前とする。
- (3) 印刷部数及びページ数

印刷部数は、34,300部、ページ数は1号あたり36ページとする。 ただし、印刷部数及びページ数は、時宜により増減することができる。

・発行部数に増減が生じた場合 次の計算式による部単価にて精算する。

(1か月当たりの業務委託料÷34,300部)×発行部数

・ページ数に増減が生じた場合

次の計算式によるページ単価にて精算する。

(1か月当たりの業務委託料÷36ページ)×ページ数

・発行部数とページ数共に増減が生じた場合 次の計算式にて精算する。

ページ単価×ページ数×発行部数

※ページ単価=1か月当たりの業務委託料÷(34,300部×36ページ)

4 業務内容

広報きづがわの編集・原稿入力・印刷・梱包・納品等を行う。

(1)編集(DTP編集により、デザイン・レイアウト・イラスト・グラフ・表・画像の加工等を行う)

※原則的に、レイアウトについて、木津川市(以下、「発注者」という。)は、必要に応じてラフイメージの提示及び割り付け位置の指定のみを行うこととする。

※写真の使用枚数については無制限とする。

※同一記事について、2種類以上のレイアウト案作成を指示する場合 がある。

(2) 原稿入力

発注者は、納品期限の3週間前までに原稿をワード・エクセル等により受注者に入稿し、写真(データまたはプリント)についても提供する。なお、入稿については、発注者の都合により変更することがある。 受注者は、発注者の指示、または発注者が提示するラフイメージに従って原稿データの流し込み、デザイン、写真等の割り付けを行い、ゲラ刷りを作成するものとする。

(3)校正

発注者による校正は、3回を原則とし、特集記事等については、4回の校正を行う場合もある。ゲラ刷りは、紙ベースまたはデータで発注者に提出するものとする。受注者は、発注者が指示した箇所の修正を行い、修正の指示や意図が不明な箇所については、発注者に逐次確認することとする。

(4) 校閱(内部校正)

受注者は、発注者が指示する校正の他に、内部校正をしなければならない。

- ① 誤字の訂正、脱字の挿入
- ② とき、ところ等、表記統一の明確な誤りの訂正
- ③ 紙面の美的校正

(5) 印刷·納品

発注者が指定する部数を印刷し、発注者が指定した場所にパレット により納品することとする。

(6) 広報紙のDTPデータのPDF化

完成した広報紙のDTPデータをPDF化し、発注者に提出すること。また、作成したすべてのデータを発注者に引き渡すこととする。なお、PDFについては、木津川市ホームページで公開するため、サイズ等に関しては、発注者の指示に従うこと。

(7) 多言語対応ツール

完成した広報紙を、多言語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語の 4言語は必須とする。)で理解できるようアプリケーションツール などを活用し、スマートフォンやタブレットなどの閲覧に対応する こと。

(8) その他

編集工程について、やむを得ない理由で編集作業に支障をきたす場合等は、双方協議の上、変更できるものとする。

5 委託の条件

- (1) DTP編集に当たっては、専任のオペレーターを1名以上充てること。
- (2) 発注者からの校正指示(文字や色の変更・修正)等に対して、速やかに対応できる体制を執ること。また、急な原稿の差し替えが発生した場合にも、速やかに対応すること。
- (3) ファックスによる校正は、行わないこととする。

6 納品期限・場所

納品期限は下表のとおりとし、納品場所については、発注者が指定する場所(木津川市内)とする。

号	納品期限(午前中)
令和5年 7月号	令和5年 6月22日(木)
令和5年 8月号	令和5年 7月20日(木)
令和5年 9月号	令和5年 8月23日(水)
令和5年10月号	令和5年 9月21日(木)
令和5年11月号	令和5年10月23日(月)
令和5年12月号	令和5年11月22日(水)
令和6年 1月号	令和5年12月20日(水)
令和6年 2月号	令和6年 1月23日(火)
令和6年 3月号	令和6年 2月21日(水)
令和6年 4月号	令和6年 3月21日(木)

※納品期限は、変更する場合がある。

7 著作権

成果品の著作(独占)権については、第三者が著作権を有する部分を除き、 発注者に帰属するものとする。

8 その他

(1) 委託業務内容の変更

受注者は、発注者が委託業務内容を変更する必要があると認める時は、 その協議に応じなければならない。また、受注者は、委託業務内容を 変更する必要があると認められる時は、速やかに申し出るとともに発 注者の指示を受けなければならない。

(2) その他、詳細については、発注者の指示による。 なお、この事項に定めのない事項については、発注者と協議すること。

以上